

## 資料 2. 砂漠化対処条約交渉の経緯

### 1. 国連人間環境会議

既に 1968 年に始まり、結果として 1973 年まで続いたアフリカにおける干ばつが長引いていた時期ではあったが、初めて世界規模で環境について議論した、1972 年にストックホルムで開催された国連人間環境会議(United Nations Conference on the Human Environment)では、砂漠化との言葉はまだ使用されず、砂漠化に関係する問題は、土壌をテーマにした場で扱われた。同会議で採択された行動計画の勧告 20 において、(a)土壌、気候及び農業の条件が似かよった国家の間で協同的情報交換を行うべきこと、(b)土壌の能力と保全に関する国際的共同研究を強化・拡大すべきこと、(c)土壌に関するそのような研究、情報交換における国際協力は、UNDP/WMO/FAO/UNESCO の農業生物気象学プログラムで行われている研究・情報交換と密接に関連させるべきこと、(d)土壌劣化の要因となる様々な物理的・化学的現象に加えて経済・社会的な要因も関係していることも考慮する必要があることが勧告される形となった。そのほか、水資源に関する勧告 51 から 55 までにも、砂漠化に関係する要素がある。

### 2. 国連砂漠化会議

#### (1) 会議の開催の経緯

しかし、アフリカにおける干ばつが長期化し、問題が深刻化する中で、ストックホルム会議の準備過程で行われた 1971 年の国連アフリカ経済委員会主催の環境に関する全アフリカ会議は、アフリカにおける砂漠の拡大に対し対策を講じるべきであるとする勧告を採択し、続いて 1974 年の国連特別総会も、国際社会が、砂漠化を食い止めるための対策を講じるとともに砂漠化の影響を受けている国の経済開発を支援するよう呼びかけた。更に、同年の経済社会理事会も国連システムの全機関による干ばつ対策を呼びかけ、国連開発計画(UNDP)と国連環境計画(UNEP)それぞれの管理理事会も、干ばつの実態の把握と砂漠状態の拡大を食い止めるための行動をとるべきことを訴えた。そして、1974 年暮れ、第 29 回国連総会は、砂漠化対策行動計画(Plan of Action to Combat Desertification)の作成を主目的として砂漠化会議(United Nations Conference on Desertification)を 1977 年に開催することを決定した(決議 3337(XXIX))。既に 1973 年の第 1 回 UNEP 管理理事会が、そのプログラムの分野の一つとして「砂漠化」の名称を使用していたが、この国連総会決議により初めて、広く「砂漠化」の名称を用いて世界的な取り組みが始まることとなった。

#### (2) 砂漠化対策行動計画

この会議で採択された「砂漠化対策行動計画」には、「はじめに(introduction)」、「計画作成の起

源(origin and scope of the Plan)」及び「目的と原則(objectives and principles)」に続いて、「国家的及び地域的行動についての勧告」、「国際的な行動と協力に関する勧告」、「直ちに取り組むべき行動についての勧告」及び「この計画の実施のための勧告」が書かれている。また、8件の決議も採択された。

#### (ア)目的

その「目的と原則」の章において、目的については、「この砂漠化対策行動計画の直接の目標は、砂漠化を防止するとともにその進行をくい止めることであり、また、可能な場合には、砂漠化した土地を生産的利用のために再生させることである。究極的目的は、住民の生活の質を改善するために、生態学的限界内で、乾燥地、半乾燥地、亜湿潤地及びその他の砂漠化しやすい地域の生産性を維持・増進することである。」としている。そして、これを補足して、「砂漠化対策の中では、国際協力による支援を得ながら、連続的に評価し、また、全てのレベルにおいて長期的に計画・管理することが求められる」こと、「(技術的解決の方法の適用に当たっては、社会的、法的及び時には体制整備が障害となり得る」こと、「砂漠化対策の努力は、社会的、経済的な進歩のための幅広いプログラムの一部でなければならない」ことなどを述べ、多面的なアプローチと国際的支援が必要であるとしている。

#### (イ)原則

「原則」としては、次の20の事項を挙げている。

- (a) すべての行動は、国連憲章の規定に整合していなければならない。
- (b) 主たるテーマは、とりわけ、砂漠化に対する緊急の抑止策を実施する際、問題を認識するように住民と砂漠化の影響を受けているコミュニティを教育する際、及び国際機関と協同して研修プログラムを作る際、既存の知識を直ちに変更し、適用することである。
- (c) 砂漠化しつつある地域に対して既存の生態学的原則を適用することを基礎に評価、計画及び穏当な管理を行うことにより、土地利用を改善することが、砂漠化対策の鍵である。
- (d) 土地利用の改善に当たっては、乾燥地においては、周期的に気候の干ばつが起こることが不可避であること及びそのような場所では一般に自然的な生物学的潜在力が低いことを前提とすべきである。
- (e) 統合的土地利用手段は、条件に適応した動植物の種を利用しつつ、マージナルな土地に植被を回復させることに向けられるべきである。
- (f) 植生の回復のために人間の圧力を緩和する必要がある時には、代替りの食糧・燃料を供給するために一時的に補償手段をとるべきである。
- (g) この計画は、関係する地域の地元及び全国的な科学的、技術的及び行政的な体制を作ることを含め、砂漠化に対する効果的で、総合的かつ調整された行動プログラムとして実施されるべきである。

- (h) 全ての砂漠化対策の手段は、第一に、砂漠化の影響を受けている人々または影響を受けやすい人々の福祉と発展に向けて取られるべきである。
- (i) 砂漠化対策の努力は、開発と社会的進歩のためのより幅広いプログラムと整合しているかまたはそのようなものの一部をなすべきである。
- (j) 実施に際しては、砂漠化の影響を受けやすい地域の社会・経済的、文化的及び生態学的多様性及び積極的かつ柔軟な対応の必要性の認識に基づかなければならない。
- (k) 必要な科学的知識がまだ得られていないような多数の基本的問題の解明のための研究の追加に際しては、砂漠化の影響を受けている地域の科学的、技術的能力の強化との整合に注意すべきである。
- (l) 国の商業統計に現れていないことが多い、野生動植物の食糧、燃料あるいはその他の生産物としての伝統的な利用は、重要な資源とみなされるべきであり、また十分に調査されるべきである。
- (m) この行動計画を開始し、砂漠化の特別な問題を解決するために開発、研究及び科学技術の応用を行う際には、国連システムの資金・資源をプールすることが必要である。
- (n) 土地と水の管理においては多数の生態学的原則を考慮しなければならない。即ち、
  - (i) 土地は、生態学的全体(例えば、全集水域、動植物の群集の全体、微地形の複合体とみなされる地域等)として管理される必要がある。
  - (ii) 乾燥地の利用は、気候的条件の変動に慎重に合わせるべきである。
  - (iii) 土地利用は、最大の持続的生産性が得られるように慎重に割り当てられるべきである。土地利用は、土地の力に合わせなければならない。
- (o) 関係国の全国レベルでこの行動計画の勧告を実施する際には、地元の経験、知識及び技術を活用するように特に注意すべきである。
- (p) 予防のコストは治療のコストより小さいことに鑑み、現在砂漠化の影響を受けている人々が短期的な救済手段を緊急に必要とする一方で、長期的な措置をとることも遅らせてはならない。
- (q) 砂漠化対策を意図してとられた措置が引き起こすかもしれない二次的な環境問題についても、砂漠化の影響を受けている地域以外でとられる開発活動の影響とともに、評価されるべきである。
- (r) 砂漠化対策のプログラムによって生じた新たな条件の下で生活する人々に対し施設や住居を提供することも考慮すべきである。
- (s) 国際河川、湖沼及び地下水の水の公平で平等な配分及び環境上問題がなくかつ砂漠化防止に必要な場所における余剰水の流域間の移動を含め、各地域における水資源の思慮深い保全と利用に注意すべきである。
- (t) 森林、野生生物及び水産資源を含む全ての現存する再生可能資源の生産性は、最大化され、かつ持続可能な収量を基礎に管理されるべきである。

なお、この「原則」を補足して、「砂漠化対策行動計画の実施は、要求のある場合には国際プログラムまたは二国間プログラムの支援も得て、各国政府により、それぞれの国家機関を通じて実

施されることが期待される。」と述べられている。

#### (ウ)国家的・地域的行動についての勧告

国家的・地域的行動についての勧告の構成は次のようになっている。

##### A. 砂漠化の評価及び土地管理の改善

(勧告 1) 砂漠化及び砂漠化に至る土地劣化が評価されるべきである。

(勧告 2) 砂漠化の影響を受けているかまたは受けそうである地域においては生態学的に妥当な方法に基づいた土地利用の計画と管理が、社会的公平に合致する形で導入されるべきであり、また、経済・社会開発を促進するように工夫されるべきである。

(勧告 3) 公衆の参加が、砂漠化の防止と対策の統合的要素とされるべきであり、そのようにして、人々のニーズ、知恵及び希望が考慮されるべきである。

##### B. 産業・都市開発の農業開発との関連づけ及び乾燥地域の生態系に対するそれらの開発の影響

(勧告 4) UNEP のプログラム及び予算の枠組み内で、かつ UNDP、UNIDO その他の関係国連機関並びに関心のある国を関連付けて、次のことが行われるべきである。

- (a) 産業化と都市化とが異なる社会・経済条件下で環境の生態学的条件を変え、乾燥地における砂漠化の過程を強化、防止あるいは排除するのに果たした役割についての積極的及び否定的な経験について研究し、発表すること
- (b) 乾燥地における産業化と都市化を作物及び家畜飼育、灌漑農業及び林業と結び付けることについての国家的、地域的及び全世界的な経験について議論するため、UNEP 主催かつ UNEP の経費負担で、1978 年から 1980 年まで、数回の地域会合と 1 回の総合的国際的会合を開催することの可能性を検討すること
- (c) 関係国が希望する場合には、乾燥地帯にある開発途上国に対し、乾燥地帯における産業・都市開発プログラムの研究と計画について定期的に科学的助言を行うこと
- (d) 環境を保存しつつ経済・社会開発を促進する際の乾燥地帯各国の成功を具体的に示す調査・評価研究結果及び論文を発行すること

##### C. 修正的な砂漠化対策

(勧告 5) 効率的で、社会、経済、環境上問題のない、水資源の計画、開発及び管理を、砂漠化対策の手段の一部として導入すべきである。

(勧告 6) 砂漠化を防止し、生産力の低下した放牧地の条件を緩和し、放牧地及び家畜・野生動物管理にもっと適当なシステムを導入し、多様で統合的な生産システムを開発し、そのような地域の住民の生活条件を改善するための手段を講じるべきである。

(勧告 7) 天水依存農業地域において砂漠化を防止し、また、砂漠化と戦うため、水の保全、土壌の保全と改良及び土壌水分の合理的な利用のため、総合的な手段を構すべきである。

(勧告 8) 灌漑農地において、水の滞留、塩化、アルカリ化を防止し、また、管理すること、劣化した土地を復旧すること、灌漑・排水システムを改善すること、日常にかつ持続可能な方法で生産性を向上させるように農業技術を変更すること、常に統合的アプローチで、適当な場所においては新たな灌漑・排水の方式を開発すること及び灌漑農業に依存している人々の社会・経済条件を改善することを通じ、緊急の措置をとるべきである。

(勧告 9) 土壌保全を図り、また移動する砂を固定するため、現存する植生は維持し、保護すべきであり、また、裸地化した場所に植生を回復し、それを維持・保護すべきである。

(勧告 10) 砂漠化に脅かされているかまたは砂漠化に脅かされそうな地域において、各国政府は、植物相・動物相を確実に保全するため、全ての必要な措置をとるべきである。

(勧告 11) 砂漠化に脅かされているかまたは砂漠化に脅かされそうな地域において、気候的条件、水理学的条件、土壌学的条件、土地、水、動植物の生態学的条件をモニターするための国家的また地域内部のシステムを、それぞれ適当なやり方で設立するかまたは強化すべきである。

#### D. 社会・経済的側面

(勧告 12) 砂漠化に対して重要な関係を持つ社会、経済、政治的な要因、特に、国際レベルのみならず各国または各地域レベルにおける不平等な関係の問題及びそれらを平等化する方法について、分析と評価を行うべきである。

(勧告 13) 希望する国は、事情に応じて十分な農村労働力の維持、遊牧民の定住化及び農村地域から都市地域への移住者の再移住を含め、乾燥地における土地利用を改善し、農業生態系の生産性を維持するためのプログラムに役立つような経済政策、人口政策を採用すべきである。

(勧告 14) 砂漠化の影響を受けているかまたは砂漠化の影響を受けやすい人々に対し、必要な場合には家族計画をも含めて、十分なレベルのプライマリ・ヘルス・ケア・サービスを提供するプログラムを実施すべきである。

(勧告 15) 砂漠化の影響を受けているかまたは影響を受けそうな地域の居住地は、恒久的な建物またはインフラの建設を避けることにより、優先的に、放牧または農業の生産力を持つ土地を確実に保全する国家的土地利用計画のフレームワークの下に置かれるべきである。

(勧告 16) 収集されたデータの政治的乱用のリスクを常に念頭に置きつつ、砂漠化の影響を受けているかまたは影響を受けそうな国において、事情に応じ、人々の状態のモニタリングの国家的システムを設立または強化すべきである。

#### E. 干ばつのリスクと影響に対する保障

(勧告 17) 国連水会議で採択された干ばつによる損失の管理に関する勧告について留意する

とともにそれを実施すべきである。また、干ばつのリスクと影響に効果的に対処するため、予防の措置をとるとともに保護の戦略を採用し、更に、長期的な資源の保護と環境の質との関係で地元住民の経済・社会的なニーズと国家的利益とに整合した保障体制を国家レベルで採択すべきである。

#### F. 国家レベルにおける科学技術の強化

(勧告 18) 技術の途上国に向けたより十分な国際的な流れを導くような条件を作ることと並んで、砂漠化対策のキャンペーンの一部として、資源の合理的活用のための計画と管理に特に注目しつつ、科学技術における国家的能力を活用し、強化するよな適当な行動がとられるべきである。

(勧告 19) 植生の使用を基本とした伝統的なエネルギー源は規制され、また、改善されるべきであり、ガスや電気に関する、あるいは加熱、冷却、機械的動作のための、既存の地元の技術あるいは輸入された技術は、實際上可能な限り日常に使用されるべきであり、単純で、安くて、役に立ち、かつ社会的にも受容される、人々のニーズに役立つような機具・装置を生み出すような、代替エネルギー源または非伝統的エネルギー源の乾燥地での利用に関する研究を積極的に展開すべきである。

(勧告 20) 当該国特有の事情を考慮しつつ、各国のプログラムにおいて、砂漠化に関連する研究、教育及び情報を優先的に扱うべきである。

(勧告 21) 存在しないところにおいては、砂漠化と干ばつの対策のための調整された国家的体制を確立すべきである。

#### G. 砂漠化対策プログラムの、総合開発計画への統合

(勧告 22) 国家レベルにおける総合開発計画のガイドラインに従い、あらゆる可能な機会に、砂漠化対策プログラムを作成すべきである。

##### (I) 国際的な行動と協力に関する勧告

この点については、次の4点が勧告されている。

##### A. 国際的行動

(勧告 23) 国連総会は、それぞれの分野において、この行動計画のコンテキストにおいて砂漠化対策の国際的行動を支援し、またそれぞれのプログラムに適当な規定や割り当てを行うよう、国連事務総長及び UNDP、UNEP、UNIDO、UNCTAD 及び各国連地域経済委員会の管理理事会等に対し要求するとともに、FAO、WMO、UNESCO、WHO、IBRD その他の関係国連組織に対し懇請すべきである。

(勧告 24) 国連総会は、気候的問題を理解し解決することに向けられた WMO、ICSU 及びその他の関係国連機関の活動をエンドースすべきであり、また、国連総会は、各国政府、国際機関及びその他の関係機関に対し、世界気候計画、世界気候会議及び地球大気研究プログラムを計画し、実施することを支援し、参加するよう呼びかけるべきである。

(勧告 25) 国連総会は、それぞれの組織の活動を世界的なプログラムの中で調整すべく、砂漠化問題と砂漠化が開発に及ぼすインパクトに関係した活動を行っている政府間機関及び非政府団体に対しこの計画の実施に参加するよう呼びかけることを事務総長に要求すべきである。

## B. 国際協力

(勧告 26) 平等、主権及び領土保全を基礎に資源の穏当な管理と平等なシェアを実現するため、関係国は、効果的な砂漠化対策の手段として、国境をまたぐ水資源の健全で穏当な管理のため協力すべきである。

### (a) 直ちに取るべき行動についての勧告

他の分類の勧告の特定のものやその一部等について勧告している。

### (a) この計画の実施のための勧告

この点に関しては、次のように、関係機関の間の調整と資金の確保とが勧告された。

(勧告 27) 管理理事会及び環境調整委員会<sup>1</sup>を通じ、UNEP が砂漠化対策行動計画の実施のフォローアップと調整を担当すべきである。また、国連地域経済委員会は、関係メンバー国が採択した地域内のプログラムを調整し、触媒的に促進し、実施することを担当すべきである。更に、地域経済委員会は、砂漠化対策のプログラムの調整と実施に関して、環境調整委員会に積極的に参加すべきである。

(勧告 28) 次のような資金確保方法を考慮すべきである。

- (a) 準地域レベル協力
- (b) 二国間、多国間及び複数の二国間(マルチ・バイ)協力
- (c) 援助協議グループ
- (d) 国連加盟国からの拠出、国際課税、寄付、多国間融資機関及び無利子の融資等を財源と

---

<sup>1</sup> UNEP 設立に際して、国連システム内の環境分野の活動の調整を事務レベルで行うために設けられた環境調整委員会(Environment Coordination Board)は、翌 1978 年、国連システム内の業務一般の調整のために各組織の事務局長等により構成される事務調整委員会(我が国外務省の訳では行政調整委員会。Administrative Committee on Co-ordination)に吸収された。

する特別勘定

(e) その他の手段の検討

### (3) 採択された決議

採択された決議は、次のとおり、この会議の開催を決めた国連総会決議を受けてこの会議として正式に行動計画を採択等するもののほかには、砂漠化の見られる地域に関わる極めて政治的なものであった。

(決議 1) 国連総会決議 3337(XXIX)の実施

I. 既存のデータすべての評価(会議に提出された資料が妥当なものであったとした上で、それらを国連総会に送付することを決定)

II. 砂漠化世界地図(国連総会は、この会議に提出された砂漠化世界地図を関係方面に配布すべきである。)

III. 砂漠化対策行動計画(砂漠化対策行動計画を承認するとともに、これらの勧告の実施に必要な資金及びその他のリソースが確保されるよう、強く求める。)

(決議 2) LLDC に対する資金的・技術的支援(国連、専門機関、国際的・地域的資金供与機関に対し、技術的・資金的支援を行うよう要請。)

(決議 3) サヘル諸国における干ばつ(サヘル地域の干ばつの深刻さに鑑み、行動計画実施のため必要なあらゆる措置を取るべきである。)

(決議 4) 大量破壊兵器が生態系に及ぼす影響

(決議 5) 植民地主義に係る砂漠化(南アフリカのバンツースタン化を非難。)

(決議 6) ナミビア：砂漠化(南アフリカによるナミビアの不法占拠を非難。)

(決議 7) この会議に係りして行われた「ネゲブ：利用のために開発された砂漠」事例研究(同研究を強く非難。)

(決議 8) 謝意の表明

### 3. 砂漠化会議・砂漠化対策行動計画のフォローアップ

砂漠化会議で採択された行動計画及び決議は、ほぼそのままその年の秋の第 32 回国連総会の決議 32/172 に反映された。即ち、砂漠化対策行動計画は承認され、行動計画の実施のフォローアップと調整は UNEP が中心になって行うことになり、国連システム諸機関、多国間、二国間の援助機関、多国間融資機関等の代表等からなる砂漠化防止協議グループを UNEP 事務局長が主宰することとなった。また、この決議の求めに応じて翌年に事務総長が提出した案に従い、国連に砂漠化防止行動計画実施のための、任意拠出の特別勘定も設立された。そして、1984 年には UNEP 管理理事会において砂漠化防止行動計画の実施状況の評価等も行われた。ほかに、1982 年には、UNEP 管理理事会で、砂漠化問題にも密接に関わる「世界土壌ポリシー(World Soils Policy)」が採択されている。



しかし、1980年代半ばには、エチオピア等の内戦なども加わってアフリカの少なからぬ国を飢えが襲うなどして「アフリカの危機」が叫ばれ、1986年には「アフリカの危機的経済状況に関する国連特別総会」も開催され、アフリカの砂漠化にも関心が高まったが、その一方では、特別勘定に対し提出したのはアフリカの数ヶ国等にとどまり、この特別勘定もやがて1989年、第44回国連総会決議44/172により廃止されることとなった。

#### 4.環境と開発に関する国連会議

1992年、国連人間環境会議20周年の機会に開催された「環境と開発に関する国連会議(United Nations Conference on Environment and Development: UNCED, Earth Summit)」は、砂漠化問題の中心課題である「環境と開発」を主題にしたが、大きく進展したのは、「地球温暖化」、「生物多様性」、「森林保全」の3点で、それぞれについて条約が採択(温暖化及び生物多様性)または「原則声明」(森林)が採択された。資金供与ももう一つの大きな問題であったが、これについては、地球規模の環境問題としての「オゾン層保護」、「地球温暖化」、「生物多様性」、「国際水域」の4分野を対象とした地球環境ファシリテイ(Global Environment Facility: GEF)の対象分野の拡大はされなかったものの、その意思決定には途上国の意見が反映されるようGEF参加国会合で改めることで合意した。砂漠化に関しては、行動計画として採択された「アジェンダ21」の第2部(SECTION II. CONSERVATION AND MANAGEMENT OF RESOURCES FOR DEVELOPMENT)の第12章が砂漠化に関する章となり、囲み1-1のような内容が盛り込まれた。南北の対立と理論の未成熟のために1977年の砂漠化対策行動計画は、中央集権的な国民国家が行動の中心であることを前提とし、行動の主体は国家であるとした。「原則」の第一に「すべての行動は、国連憲章の規定に整合していなければならない。」としたことは、国家の主権の尊重を意図し、これは、他の国家がそのようにすべきことのみを意味するものではなく、中央集権的な国家の権力が国内のあり方を決めるということも意味したと言える。それに続く勧告の中でも、例えば、国家レベルにおける科学技術の強化に関する勧告18が、「技術の途上国に向けたより十分な国際的な流れを導くような条件を作ることと並んで、砂漠化対策のキャンペーンの一部として、資源の合理的活用のための計画と管理に特に注目しつつ、科学技術における国家的能力を活用し、強化するよな適当な行動がとられるべきである。」としているように、国家の力の強化が強調され、コミュニティレベルの能力についてはあまり規定されなかった。行動計画は、国家内部の行動についてはあまり規定しなかったばかりか、規定したような部分においても、例えば、勧告13においては、「地域から都市地域への移住者の再移住を含め、乾燥地における土地利用を改善し、農業生態系の生産性を維持するためのプログラムに役立つような経済政策、人口政策を採用」すべきであると、また、勧告15においては、「砂漠化の影響を受けているかまたは影響を受けそうな地域の居住地は、恒久的な建物またはインフラの建設を避けることにより、優先的に、放牧または農業の生産力を持つ土地を確実に保全する国家的土地利用計画のフレームワークの下に置かれるべきである。」とするなど、国家がこの集落の住民のあり方などを規定するとの姿勢に貫かれていた。また、原則(b)には、「問題を認識するように住民と砂漠化の影響を受けているコミュニティを教育する」との表現も見られる。「原則」には「地域の社会・経済的、文化的及び生態学的多様性」(j)を尊重す

べきことと「地元の経験、知識及び技術を活用する」(o)ことも書かれてはいるが、このようにして、国家内部の行動に関わる規定には、技術的なものばかりが目立つ結果となった。これに対し、アジェンダ 21 における規定は、国家が中央から指示するような姿勢が影を潜め、国際レベル、地域レベル、国家レベル、そして集落レベルまでのそれぞれにおける行動をカバーするとともに、技術ばかりでなく、情報、資金、管理、人材等の様々な側面から問題を取り扱った。

#### 囲み 「アジェンダ 21」第 12 章に盛り込まれたプログラム分野

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>A. 知識のベースを強化するとともに、その生態系の経済・社会的側面を含めた、砂漠化と干ばつにさらされやすい地域の情報とモニタリングシステムを開発すること</li><li>B. 特に土壌保全の強化、植林及び再植林活動の強化を通じて土地の劣化に対処すること</li><li>C. 砂漠化にさらされやすい地域において、貧困を取り除き、また代替生活システムを促進するために統合的開発プログラムを作りあるいは強化していくこと</li><li>D. 総合的な砂漠化対策プログラムを作り、それを国家開発計画や国家環境計画に統合していくこと</li><li>E. 干ばつにさらされやすい地域のために、自助努力に関わるものを含め、干ばつに対する備えと干ばつからの救済の総合的な仕組みを作るとともに、環境難民の問題に対応するためのプログラムをデザインすること</li><li>F. 砂漠化の規制と干ばつの影響の管理に焦点を当てて、住民の参加と環境教育を奨励し、また促進していくこと</li></ul> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

資金面については、砂漠化に関連した事業については、GEF 対象の各分野の生物多様性、地球温暖化、国際水域等に関わる限りにおいて GEF の資金供与の対象となることで一致することとなった。

また、この会議の結果を受け取った同じ年の秋の第 47 回国連総会は、アジェンダ 21 等の成果を支持したほかに、その決議 47/188 により、砂漠化条約の作成の交渉を開始することを決定し、ここに、砂漠化対処条約の作成と採択の動きが始まることになった。

#### 5. 国連砂漠化対処条約交渉委員会による交渉と条約採択

上記総会決議 47/188 により全ての国連加盟国が参加できる形で設立された政府間交渉委員会は、決議に従い、5 回の会合を開催して、全 40 条の条文と北地中海、ラテンアメリカ、アジア及びアフリカにおける条約実施のポイントをまとめた 4 つの地域付属書(Regional Implementation Annex)を取り纏め、1994 年 6 月 17 日にパリで採択した。また、その際、条約の発効前にも、アフリカにおいて緊急の行動をとるよう訴える決議及び早期締結等を訴える決議も採択された。条約は、同年 10 月 14-15 日にパリで行われた署名式典から、広く署名のために開放されることになった。

#### 6. 国連砂漠化対処条約政府間交渉委員会による締約国会議準備等

条約の採択により、総会決議 47/188 により与えられた条約交渉委員会の役割は終わったが、同年の第 49 回国連総会は、決議 49/234 により、次のマンデートの下にこの交渉委員会を存続させ、

締約国会議の準備を図るとともに、条約発効前にもできる限りのことが行われるようにすることを決定した。

- (a) 条約に規定されている第 1 回締約国会議の準備を行うこと
- (b) 情報の交換及び条約の内容の実施の進捗状況の審議を通じて、条約採択に際して採択されたアフリカのための緊急行動に関する決議の内容の実施を図ること
- (c) その運営方法を含め、(条約の規定により地球的メカニズム (Global Mechanism) の役割とされている)相当程度の規模の資金源を動員し、また流すことを導くような行動を促進するため、地球的メカニズムの役割を果たす機関の特定に関係した措置を開始すること
- (d) 締約国会議の事務規則の案をまとめること
- (e) 条約及びその地域付属書を確実に実施するための措置を含む、その他の関係課題について検討すること

これに従い、委員会は、1997 年 8 月までに更に 5 回の会合(第 6 回会合から第 10 回会合。第 10 回会合再開会期を含めた実質的会期は 6 回。)により、以下を行った。

- 条約事務局を国連に委託することを締約国会議に勧告。
- 資金の供与等に関する部分を除き、地球的メカニズムの機能について合意するとともに、同メカニズムのホストを申し出ている UNDP 及び IFAD に対し、更なる提案を行うよう要請。
- 第 1 回締約国会議に提出するプログラムと予算の案を作成するよう暫定条約事務局に対し求める。
- 財政規則案を締約国会議に勧告。
- 事務規則案を締約国会議に対し勧告。
- 科学技術委員会による、研究、伝統的技術等についてのインベントリー作成の準備作業を推進。
- 本条約科学技術委員会の活動に類似した活動を行っている機関・団体の調査を推進。
- 本条約実施の指標等に関する研究の準備作業を推進。
- 関係研究機関等のネットワーク化の推進に関する規程(terms of reference)等を勧告。
- 第 1 回科学技術委員会の議題案作成を推進。
- 第 1 回締約国会議仮議題案を決定。

なお、1997 年 1 月の第 10 回会合において、「地球的メカニズム」による資金メカニズムについては合意が成立しなかったため、議長の職権による決定の形で、1997 年 9 月 29 日からの第 1 回締約国の前、同年 8 月 18 日から 22 日までジュネーブで第 10 回会合の再開会期を行い、漸く合意に漕ぎ着けた。